

平成21年1月分～平成22年3月分電気料金に適用する燃料費調整単価の特別措置の内容

○ 平成21年1月分～平成22年3月分の燃料費調整単価を次のとおり平準化します。

【平成21年1～3月分】

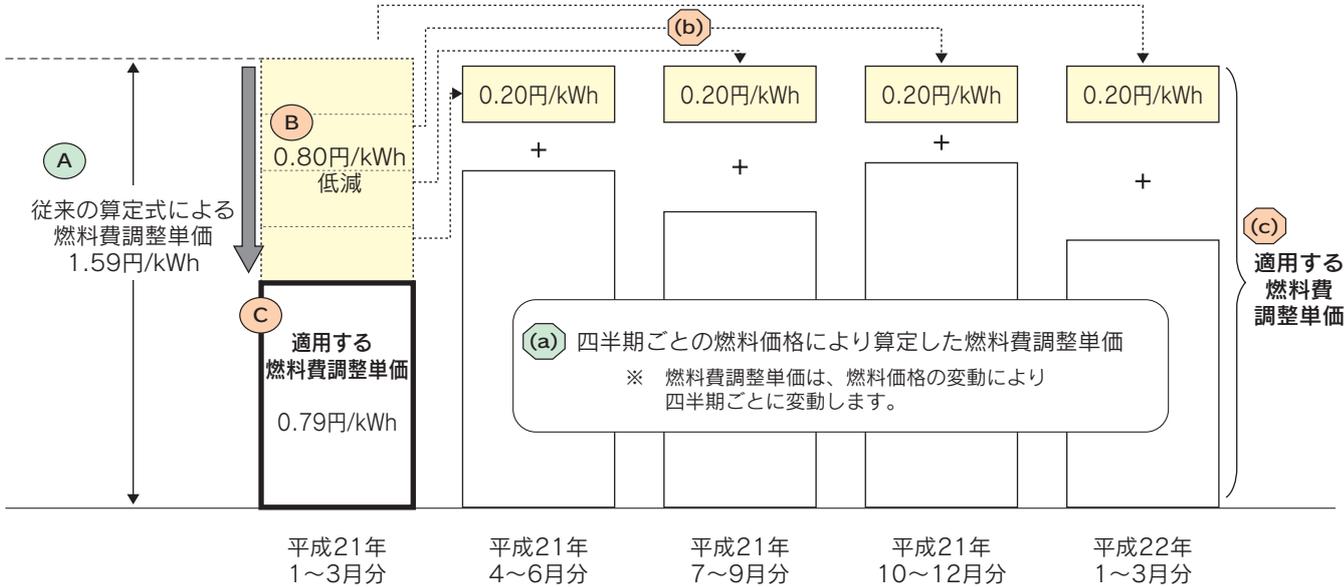
- 従来の算定式により算定した燃料費調整単価 **(A)** 1.59円/kWhから、**(B)** 0.80円/kWhを差し引いた値を、適用する燃料費調整単価 **(C)** 0.79円/kWhとします。

【平成21年4月分～平成22年3月分】

- 従来の算定式により算定した燃料費調整単価 **(a)** に、平成21年1～3月分の低減分 **(B)** 0.80円/kWhを4四半期単位に按分した値 **(b)** 0.20円/kWhを上乗せしたものを、適用する燃料費調整単価 **(c)** とします。

※ 単価は従量制契約分（従量電灯、低圧電力など）を記載しています。

【イメージ図】



※ 特別措置は、ご使用期間およびご使用量に関わらず、低圧で電気をご使用になるお客さまに適用いたします。
 ※ 特別措置は燃料費調整単価を平準化するものですので、ご使用量によっては、上記期間中の電気料金が必ずしも平準化されるとは限りません。

【燃料費調整】 原油・液化天然ガス・石炭の燃料価格が、基準となる燃料価格より上昇または低下した場合、それに応じて3か月ごとに電気料金を調整する制度です。電気料金は「基本料金」とご使用量に応じた「電力量料金」に、「燃料費調整額」を加算または減算したものです。また、「燃料費調整額」は燃料費調整単価にご使用量に乗じたものです。